

最新判決情報

2017 年
[8 月分]

○スマイルマーク事件

知財高裁 H29.8.8 H29(行ケ)10034 審決取消請求事件(森義之裁判長)

有限会社ハーベイ・ボール・スマイル・リミテッドが出願した第 25 類「被服」を指定商品とする英文字「Harvey-Ball」と「スマイルマーク図形」から成る本願商標(右図)が、同じくスマイルマークからなる下記 4 件の引用商標に類似するとして拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



【引用商標 1】



【引用商標 2】



【引用商標 3】



【引用商標 4】



引用商標 1～3は、グンゼ株式会社の所有になるものだが、引用商標 4はまったく無関係の日本企業の登録商標で、第 35 類小売り役務を指定役務としている。

ややこしい話だが、別件として、出願人(原告)ハーベイボールは、引用商標 4に対して、他人の商標である本件引用商標 1～3を引用商標として無効審判を請求し、本件引用商標 4を無効としている。しかし、引用商標 1～3があるにも拘わらず、引用商標 4が並存登録されたことをもって、本願商標と引用商標とが非類似であることの証左であるかのような主張も行っている(判決 3 頁)。

いずれにしても、争点は本願商標と引用商標 1～3との類否となるが、原告の主張は、第 25 類において引用商標 1～3がありながら、自ら 308 件の登録商標を有して居り、これに対して本願商標中の英文字「Harvey-Ball」は本願商標の図形部分(スマイリーフェイス)の創始者として日本を含む世界中で有名であるので、本願商標の要部は「Harvey-Ball」であるというものである。

非類似性に関する原告の主張は大まかに以上のようなものであり、論理性が明快ではなく、判決理由からは原告の主張の細かいところを読み取ることができない。

なおグンゼの引用商標 1について原告は、当時有名であった原告スマイルマークを「なまず顔」に多少変形し、剽窃的に商標登録したもので、登録の意図は不正であり、引用商標 2、3については不正登録の意図を補強するため登録したものであって、引用商標 2とは非類似であると原告は主張している。

この点も、引用商標の登録が不正であるから無効理由があると主張しているのかどうか、あるいは具体的どの部分が非類似なのかについて、原告の主張は論理性がない。

而して、判決は原告の主張を斥け、両商標を類似商標として審決を支持している。まず本願商標の要部について、図形部分と文字部分との大きさの比較から、図形と文字部分が不可分的に結合しているとは言えず、視覚上もっとも強く印象に残るのは図形部分であり、これが要部であるとした。

そして、本願商標の図形部分を引用商標の図形部分と比較すると、いずれも互いに円輪郭、円輪郭内部に配された二つの小さい黒塗りの縦長楕円形及びその下方に配した両端上がりの弧線を基本的な構成要素とし、これらによって円形の顔に目と口を有する人の笑顔を、簡潔かつ、象徴的に描写したものと看取される点において外観的な印象を共通にするから、細部において相違する点があっても、類似すると認定している。

前述のように、原告ハーベイボールは、スマイルマークについて多数の商標を登録して居り、その中で本願商標と近似する構成の商標が第 5547781 号及び第 5783707 号としてすでに登録しているので、本願商標も同様に登録されるべきであると原告は主張している。これらの構成は以下の通りである。



確かに、「HARVEY BALL」の英文字が極めて小さく表示された第 5783707 号は別としても、本願商標と第 5547781 号商標とでは、大きな違いは英文字の書体と配置された文字の角度だけの違いであり、原告の主張のように「HAEVEY BALL」の識別性は強いので、引用商標とは識別が可能で非類似であるとして本願商標を登録しても、すでに存在する登録商標の権利範囲を拡大するようなものではないとも思われる。

しかし判決は、定番の「本件とは異なる商標についての登録例・・・であるから、前記 1 の判断を左右しない。」との理由で斥けている。もう少し現実をみて柔軟に判断しても良いのではないだろうか。